

令和 6 年 3 月

橋本市教育委員会定例会会議録

令和 6 年 3 月 26 日

教育委員会定例会会議録

開催日時 令和6年3月26日（火）午前9時30分～

開催場所 教育文化会館 4階 第5展示室

出席者 教育長職務代理者 田中 敬子
委 員 中下 小夜 篠下 純男 吉田 元信
教 育 長 今田 実

出席職員 教育部長 堀畠 明秀 教育総務課 課長 岡 一行
学校教育課 課長 大谷 裕幸 生涯学習課 課長 長谷川 典史
中央公民館 館長 中田 幸 給食センター
参事(教育企画担当) 阪口 浩章 センター長 井上 恵二
教育相談センター
セントラル長 森田 常義 課長補佐 中林 正
教育総務課 主査 東 和宏

1 開会

2 前回会議録の承認について

3 会議録署名委員の指名について

4 報 告 事 項

報告第1号 教育状況について
報告第2号 令和6年度当初予算について
報告第3号 橋本市生涯学習推進計画策定委員会条例の一部改正について
報告第4号 橋本市立公民館設置及び管理条例の一部改正について
報告第5号 令和6年度の学校給食について
報告第6号 橋本市立小中学校適正規模・適正配置（第2期）基本方針について

5 付 議 事 項

議案第1号 橋本市教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則及び橋本市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
議案第2号 橋本市教育委員会文書取扱規程の一部改正について
議案第3号 橋本市立文教施設利用に関する条例施行規則の一部改正について
議案第4号 橋本市立教育集会所設置及び管理条例施行規則の一部改正について
議案第5号 橋本市立生活学習施設設置及び管理条例施行規則の一部改正について

6 その他の事項

協議事項
連絡事項

開会 午前 9 時 30 分

教育長 おはようございます。これから、令和 6 年 3 月定例会を開会します。
本日の出席委員は 5 名で全員です。
本日、傍聴者が 1 名います。公開の会議として進行してよろしいでしょうか。
はい。それでは 1 月臨時会の会議録の承認について籾下委員お願いします。

籾下委員 はい。会議録は的確に記載されておりました。

教育長 ありがとうございます。次に、2 月定例会の会議録の承認について中下委員お願いします。

中下委員 はい。的確に記載されておりました。

教育長 ありがとうございました。次に、今回の会議録署名委員は、吉田委員にお願いします。

吉田委員 承知しました。

教育長 報告第 1 号、教育状況について、私から報告します。
まず、令和 6 年 3 月議会について報告します。2 月 26 日に開会した、令和 6 年 3 月議会が 25 日間の日程を終え、3 月 21 日に閉会しました。一般質問では、7 名から質問がありました。詳細については、来月の定例会で報告させていただきます。
令和 6 年度当初予算については、この後、教育委員会の主な予算について報告させていただきます。

また、議案審議において、人事案件として橋本市教育長の任命について、市長から上程され、議会から同意をいただきましたので、私が引き続き務めさせていただくことになりました。身の引き締まる思いを新たにしているところです。教育長の任を引き続き受けるに当たり、私の思いを述べさせていただきました。その内容について、要約を別紙で配付しておりますので、ご覧ください。

田中委員についても、令和 6 年 4 月 21 日で、2 期目の任期が満了しますが、私と同様、橋本市教育委員会委員の任命について、市長から上程され、議会から同意をいただきましたので、引き続き委員の任を受けていただくことになりました。田中委員、引き続きよろしくお願ひいたします。

次に、令和 5 年度末教職員人事異動について報告します。令和 5 年度末、教職員人事異動が 3 月 22 日に発表されました。今年度末は管理職の対象退職者がいませんでした。異動規模としては、例年よりも小規模となりました。新規採用教員は小学校 16 名、中学校 4 名の 20 名でした。今年度も入れて、過去 3 年間の中では少ない人数ですが、新規採用教職員が 3 年間で 80 名を超える状況となっており、若手教員の育成が課題となっています。コロナ禍では、OJT による研修、研究会に参

加しての研修と、なかなか実施しづらい状況にありました。令和6年度からは、積極的に参加しやすい環境づくりに取り組むことで、充実を図っていきたいと考えています。

次に、令和6年3月23日から24日にかけて行われました令和5年度ジュニアリーダー研修会について報告します。本研修会は、名前の通り小学校五年生六年生を対象に、ジュニアリーダー育成を目的とした研修会です。今回は五年生20名、六年生16名の参加でした。青年リーダーは30名が係わっていました。私は2日目のリーダー学習と閉会式に参加したのですが、そのわずかな時間でも参加した五、六年生とリーダーとが一体感を持って活動できている様子を感じ取ることができました。リーダーからも、参加者の成長した様子の話を聞くことができました。参加者からも、リーダーになりたいといった声も聞くことができました。看護師として、健康面のサポートとして2日間お世話いただいた方の中にも、このリーダー研修に参加していた方がおられ、活動を温かく見守ってくださいました。このように、長年に渡り続いているこの活動ですが、年々充実してきています。今後もリーダー育成が世代を超えて引き継がれていけるようなカリキュラムとしていきたいと考えています。あいにく2日間とも雨の中の活動で変更を余儀なくされたことがありましたが、予定していた日程を終えることができました。以上で教育状況について報告を終わります。このことについて、ご質問ご意見はございませんか。

田中委員

今ジュニアリーダー育成研修会のことについてご報告いただきました。例年よりは少し多いのかなと感じているのですが、こういったことに参加する主体的な子供が増えてきているのかなと思ってうれしく聞かせていただきました。また、中学校になると、どうしてもクラブ活動などで、そういった活動に参加することが難しくなってきますので、クラブをしていても少しの時間でも、そういったボランティアであったり、いろんなことに参加できるような工夫をして、せっかくできたこの気持ちをつないでいっていただけたらなと思います。

教育長

はい。ありがとうございます。今回、リーダーとして参加してくれた方の中には、中学生ボランティアとして参加してくれた4名がいました。そして、リーダー学習の中で、特に六年生に向けて、中学校に入ってからも、こういった活動を中学生ボランティアの活動があるので、積極的に参加して欲しいと、リーダーから参加した子供たちに、話し掛ける場面もありました。ですから、こういったところに参加してくれる子供たちっていうのは、なかなか意識高くいろんな活動をしていきたいと思っている子たちが多いので、そういったことに関して興味を持っていただける場となったということもありましたので、お伝えさせていただきます。

他にないでしょうか。ないようですのでこれで報告第1号を終わります。

次に報告第2号に入ります。報告第2号令和6年度当初予算について報告をお願いします。事務局から説明願います。

教育総務課長

おはようございます。資料の2-2及び2-3をご覧いただきたいと思います。令和6年度の当初予算につきまして、先日の市議会で審議いただき、可決いただきました主なものを報告させていただきます。

まず、教育総務から入らせていただきます。小学校の大規模改修及び中学校の大規模改修です。こちらは財源の都合上、令和5年度の3月補正の繰越予算となっております。小学校に関しましては、城山小学校の長寿命化第Ⅲ期工事、学校空調設備の整備事業、トイレ改修事業等でございます。予算につきましては、約5億9950万円でございます。中学校につきましては、隅田中学校の長寿命化第Ⅰ期工事、橋本中央中学校の照明LED化整備事業で約1億2990万円でございます。

次に、GIGAスクールICT推進事業についてです。こちらは、学習環境の向上のために令和2年度に整備しました小中学生、児童生徒1台の端末に係る保守及び利用に関する予算でございます。総計は約5140万円となっております。内容は機器の修繕料、光回線の使用料、機器の保守委託料、賃借料となってございます。

そして最後に、小中学校体育館無線ネットワーク整備事業でございます。こちらは既設の無線LANを体育館まで拡大いたしまして、通常はGIGA端末を利用した体育等の授業の実施、災害時には避難者向けに開放いたしまして、体育館で安定したインターネット環境により避難所生活を送るための改善を図るための予算でございます。アクセスポイントの設置としまして約5270万円の予算を計上いたしております。教育総務課からは以上です。

学校教育課長

2-3ページをご覧ください。令和6年度当初予算ということで、学校DX推進アドバイザー配置事業を行います。これまで、令和3年度から令和5年度の3年間にわたりまして、ICT支援員を配置しておりました。各学校でのICT機器、例えば、児童生徒が使用する端末、それから電子黒板と、それから、教師が使用します端末等につきまして、この使用の支援をしているというのが中心な業務になっておりました。この3年間のICT支援員の配置が非常に効果がありました、一旦この3年間で終わったのですけれども、また来年度から新たに、さらにこの活用を進めることで、学校DX推進アドバイザーとして配置していく予定です。この中には、単にこの機器の使用の支援だけではなく、より効果的な授業のあり方への支援であったり、それから教員の業務改善に活用できるものと期待をしております。

続きまして、デジタル教科書等整備事業です。こちらにつきましては、令和6年度の小学校の教科書改訂に合わせまして、今後4年間、指導者用のデジタル教科書を導入することの経費を計上させていただいております。指導者用のデジタル教科書ということになって、子供たちは、実際には今、国の実証事業で、中学校は英語、それから小学校も高学年では、英語、それから一部、7校では算数なんかをデジタル教科書も活用しているという状況なのですけれども、教師用のデジタル教科書を使用することでさらに効率化を図っていくということで、今、推進しているところでございます。以上です。

生涯学習課長

続きまして、生涯学習課の管轄の予算の説明をさせていただきます。みんなあつまれ！橋っ子祭り実施事業、この事業は、子供たちが、様々な経験ができる場を提

供し、子供たちが企画運営に参画することで、郷土愛を育むことを目的にしたイベントです。そのための予算となっております。事業の企画、運営の内容につきましては、子どもを中心としました現在準備委員会で、いろいろ検討しております。4月からは、準備委員会から実行委員会にまた形を変えて、引き続き、いろいろ企画を考えて参ります。金額としましては 458 万 8000 円となっております。

続きまして、社会体育施設整備事業ということで、こちら橋本市の生涯学習施設の長寿命化計画に基づき、老朽化した社会体育施設の修繕や改修工事を計上しております。需用費ということで 537 万 6000 円となっておりますが、こちらは学文路のスポーツセンターのテニスコートの人工芝の張替えの修繕になっております。委託料として 458 万 1000 円。こちらは東家体育館の改修工事の設計委託料として 213 万 6000 円、伏原体育館の工事の監理委託料として、244 万 5000 円となっております。最後の工事請負費、1 億 2195 万 7000 円につきましては、伏原体育館の改修工事費となっております。以上です。

教育長

主なものについての説明が終わりました。このことについてご質問ご意見はありますか。

田中委員

学校DX推進アドバイザーの配置っていうことで資料を読ませていただいたときに、どこが違うのかなあと思っていたのですが、今ご説明いただいたので、1ランク、ステージアップして、組織構造の改善であったり、業務プロセスの改善、子供たちには活用方法ということで、1つ上のところに行くのだなあと思っているのですが、人数の方は前年からと、引き続き同じ人数になってますでしょうか。

学校教育課長

学校DX推進アドバイザーの大まかな役割になるのですけれども、2つありますて、1つは情報活用能力の育成。そして、ICTを効果的に活用した学習の実現というのを大きな目標にしております。その中で、令和5年度までは、人数につきましては、4名来ていただいておりました。ただ、これにつきましては、委託先の方で決めていただくということで、令和6年度以降につきましてはまだその連絡が来ておりませんので、人数についてはわかつております。

田中委員

そしたら、ある程度大まかなこういったことをお願いしたいっていうことは、委託先の方にお伝えすると思うのですが、こういうとこ、こういうとこっていう、ちゃんと項目を挙げてお伝えした方が、外から入って来てくださる方なので先生との連携っていうか、お互い遠慮し合っていたらなかなか聞きにくかったり、効果的な活用っていうのができないと思うので、そこら辺もしっかり押させていただけたらと思います。

学校教育課長

はい。ありがとうございます。先ほどの大まかな2つの目標の中に、また細分化した要望をご用意させていただいております。そちら申し上げますと、まずはICT機器の基本的な操作であったり、情報端末を日常使いできるスキルを身につけるということ。それから、問題解決、探求における情報活用ができるようになること。

それから、プログラミング、これについても、アドバイスいただけたらというふうに考えております。また、情報モラルや情報セキュリティについても、教員と一緒に情報伝達できたらというふうに考えております。さらに、教員と、この推進員の方が、双方向で情報交換することによって、今現在求められている、個別最適な学びの実現、それから協働的な学びの実現に向けて、授業づくりにも寄与していただけるようにということで、要望をしております。以上です。

斎下委員

それに関連してですけども、ＩＣＴ支援員改め、学校DX推進アドバイザーという名前になるってことなのですが、機器の支援プラスより効果的な学習支援ってことになってくると思うのですけども、今までの支援員よりも、より高度なことを要求されるのですか。それからやることは、いろいろ増えると思うのですけども、今までの支援員さんよりもっといろんなことを要求されて、いろんな部分で能力を発揮してもらう必要があるということになるのでしょうか。

学校教育課長

おっしゃる通りです。今までよりも若干、上のレベルといいますか、高度なことを要求させていただくようになろうかと思います。ただ、教員の方も、徐々に機器の使用には、操作には慣れてきているというのを、先日のアンケートで大体わかつてきましたので、お互いに共同で、この操作の支援とか、操作について、上手に使っていけるようについていこうと望んでいます。

吉田委員

デジタル教科書等の整備事業のことですが、今ここに挙がっているのはその指導者用デジタル教科書を導入するための経費ということなのですが、生徒を一人一人に対してのデジタル教科書の配布っていうのが、次のステップになってくると思うのですが、そのあたり、計画としてはどういうふうになっていますか。

学校教育課長

全国の方でも、紙の教科書とそれからデジタル教科書、それぞれの利点を検討しております、どちらかにすべてこうシフトしていくとかっていうようなことは、教えていただいておりません。ですので、現時点では、すべてデジタル教科書にしていくというような考え方は今持っておりません。ただ、令和6年度は、国の実証事業がございまして、小中学校で、英語、それから小学校7校で、算数、中学校2校で、数学のデジタル教科書を使用していくという方向で今進めております。

吉田委員

どうもありがとうございます。比較的近いところでの話ですが、GIGAスクールICT推進事業のところで、この賃貸借料（ソフト利用料を含む）ということで、このあたりのどういうソフトを使うかっていうことはかなり生徒の学習能力の向上にとって大事な点だと思うのですが、そのソフトの選別っていうのが、どのようになっているかちょっと教えていただければありがたいなと思います。

学校教育課長

これは大変難しいご質問なのですけれども、まだ明確なお答えを今の時点で、できるかというとなかなかできないのですが、国の動向を見ながら、また本市の状況も考えながら、検討していきたいと思っております。

教育長

教科書をデジタルにするっていうのと、学びを支援するための、ソフトウェアを何を使うかっていうこととはこれ、ちょっと分けて考えないといけないことです。例えば、自分の意見を出してリアルタイムで情報交換するっていうのがこれまでの授業かなと思うのですが、1人1台端末を使うことによって、一斉に自分の考えを出して、そして、意見交流するようなことができるような、本当に教科書と違う部分でそういう技術を取り入れてっていうのも今やっています。ですから、今取り入れているそのソフトウェア自身が、先生方にとっていいものかどうかっていうのは授業をやっている先生方の感想聞かしてもらなながら、それを更にこういうものに変えるっていうことも考えないといけないと思うのですが、今入れているのは一定検証されたものを入れていますので、それに基づいてそれをより効果的に使う、使い方とか、そのあたりをこのアドバイザーにアドバイス、意見交流することによって、充実させていくっていうことも大事なことだと思っております。教科書のデジタル化については、今教科書無償化は、紙の教科書1人1冊ずつ、それぞれの教科に無償で配布されていますけれども、デジタルについては、重ねて無償になるのかどうかというあたりが見えてきていませんので、その辺りとの絡みもあるかと思うんですけども、このデジタル化っていうのがその2つのことをちょっと考えてイメージしてもらえたたらありがたいなとそんなふうに思います。

副本委員

教育総務費で、2点お願いしたいと思うのですけども。

まずGIGAスクールICT推進事業の中の機器修繕料なのですが、270万円ということになっていますが、子どもたちが使っているタブレットとか、それから、学校の機器の故障等はやっぱりあるのでしょうか。もう一点、その下のネットワーク整備事業なのですけれども、LANを体育館まで拡充しインターネット環境にするということなのですけども、これ各校2基のアクセスポイント設置と書いてありますので、これ全校、小中学校全校ということですね。これは災害時だけでなく、普段の授業でも使えるということでしょうか。

教育総務課長

まず1点目の機器修繕料なのですけども、約4000台の端末を毎日使っておりましたら、どこかでぶつけてしまったり、落としてしまったりっていうのがありますて、この修繕料は発生いたします。メーカー保証が利く部分とそうでない部分がありますので、機器につきましては、修繕予算にて、順次更新をかけております。

それから、ネットワーク整備事業につきましては、19校ある体育館の対角線にアクセスポイントを2基入れまして、1台では、全体に飛ばないということで2基入れさせてもらうのですが、平常時は、体育事業で使わせていただこうということで、先生にもよるのですけども、例えば、授業用電子黒板を用いまして、マット運動とか、そういう形で使うことも可能です。それを見込んでおります。

教育長

他にありませんか。ないようですのでこれで報告第2号を終わります。

次に報告第3号になります。報告第3号橋本市生涯学習推進計画策定委員会条例の一部改正について報告をお願いします。事務局から説明願います。

生涯学習課長

それではお手元の資料の3-2をご覧ください。橋本市生涯学習推進計画策定委員会条例の一部を改正する条例となっております。こちらの改正の中身は、生涯学習推進計画の中に、スポーツの推進計画も入れることと今回なりましたので、そのために、委員組織の中に、スポーツ推進審議会の委員と、市民公募により選考されたものというのを付け加えております。最近はやはり、市民の方に、こういう策定委員会に参加していただいて、一緒に協議していくということが定着してきておりますので、このような改正となっております。説明は以上です。

教育長

報告は終わりました。このことについて、ご質問ご意見はありませんか。

吉田委員

ちょっともう少しスポーツ推進ということで、新たに展開しということなのですが、具体的にどういうイベントっていうのが、どういうことに関わる方達になるのかっていうのをもう少し詳しく説明していただければありがたいです。

生涯学習課長

もともとスポーツ推進計画というのが、別にございまして、それと、生涯学習推進計画と別々の計画であったのですけども、それを、1つにまとめた形として、今回計画を策定させていただきます。ですから、そもそもそういうスポーツの推進計画を立てる委員さんが、過去にいらっしゃって、そういった方と統合するような、そういう形になっております。

吉田委員

申し訳ないですけれども、こういうことをすることによって、従来からこの部分がこういうふうに改善できるのだとか、もうちょっと具体的にお話してもらわないと、なかなかちょっとわかりにくいと思うのですけれども。そして、この人数、新たに2つ関係の方たちが入られるので15名から18名になっているのでしょうかけれども、ちょっと具体的に、従来と違って何がどうだ、っていうのが、今説明していただいたことでもう1つ見えてこないのですが。

生涯学習課長

ちょっと繰り返しになってしまいますが、もともと計画が2つそれぞれありました生涯学習計画とスポーツの計画があって、それが1つの計画に統合するという流れがございます。その1つの計画に統合するにあたり、この策定委員会の条例を、改正するというのが今回のこの条例改正の内容です。あとは市民の方に、計画の策定に参加していただくために、公募する。市民公募によって、新たに選考される方ということで、項目をふやしております。もともと2つあってそれを合体させるというそういう条例の改正になります。

吉田委員

新しいスポーツイベントを策定するというような形のことでいいのですか。

生涯学習課長

新しいスポーツイベントのための条例ではございません。そういったものは、今、何も、決まっておりません。

教育長 今までスポーツの関係の計画がありました。また、生涯学習の計画もありました。これ別になっていたのですけれども、このスポーツはスポーツだけを考えるのではなくて、生涯学習の中で、スポーツっていうのを位置付けを統合させることによって、生涯学習における、スポーツの位置付けを明確にしていこうっていうのが趣旨になると思うのです。だから、新しく何かを、イベントをするから一緒にしましょうというのではなくて、生涯学習活動の一環としてのスポーツというとらえ方をしていくようにしていきませんかっていうのが大きな趣旨ではないかなと私自身は、とらえているのですが、その辺りはいかがですか。

生涯学習課長 はい、教育長のおっしゃる通りです。

吉田委員 理解しようと努めますけれども、そしてそういう中で、市民公募により選考されたもの。そしてスポーツ推進審議会委員。新たに設置される中で、この3名をここに振り分けるという形になるのですかね。あまり細かいところは、もういいのかもしれませんけれども、15名から18名に増やしてということを考えると、そういう理解でいいのですか。

生涯学習課長 3名増えている分は、スポーツ推進審議会委員さんと、市民公募により選考された方の枠として増えるのですが、現在ですね、その15人すべてこの策定委員会の委員さんがいらっしゃるわけではございません。その中で、最大の人数として、18人を想定しております。

教育長 他にありませんでしょうか。ないようですのでこれで報告第3号を終わります。次に報告第4号に入ります。報告第4号、橋本市立公民館設置及び管理条例の一部改正について報告をお願いします。事務局から説明願います。

中央公民館長 おはようございます報告第4号、4-1、橋本市立公民館設置及び管理条例の一部改正について、ご報告をさせていただきます。4-2をご覧ください。橋本市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例ですが、改正内容については、6月1日から施行する、新しく開館する橋本市紀見地区公民館が、移転に伴いまして、その位置の方を変更させていただいております。変更後は、橋本市橋谷1番地の1、となります。改正前は、橋本市城山台2丁目10番地の1が、橋本市橋谷1番地の1に変更なったという内容でございます。

教育長 報告が終わりましたことについて、ご質問ご意見はありますか。ないようですのでこれで報告第4号を終わります。次に、報告第5号に入ります。報告第5号、令和6年度の学校給食について報告をお願いします。事務局から説明願います。

給食センター長 資料の5-2と3をご覧いただきたいと思います。

令和6年度の学校給食について、まず1点目が、令和6年度からの学校給食センター食物アレルギー対応についてです。令和5年度の対応は、除去食対応が、卵、えび、かに、乳、小麦、代替食の部分対応が、牛乳を豆乳に変更、小麦使用のパンを米粉パンに変更、食材として使用しない食材が、落花生、そばです。令和6年度の対応は、現在の令和5年度の対応に加えまして、食材として使用しない品目を、くるみを追加したいと考えております。ここで少し経過を申し上げますと、令和5年の春に消費者庁より、表示義務の必要な食物アレルゲンが、7品目からくるみを追加して8品目になると、発表がありました。このことを受けましてセンター内、教育委員会、それから給食主任者会議で協議を行って、この追加されたくるみを、そもそも食材として使用しないと決定をいたしました。これを受けまして校長会の方で報告をさせていただき、この4月1日からホームページの方に、掲載をしていきたいと考えております。1点目については以上です。

2点目に、令和6、7年度橋本市学校給食用物資納入業者の登録についてです。令和6、7年度橋本市学校給食用物資納入業者登録審査会をこの2月の2日に開催をいたしました。登録希望者が36業者ございました。前回登録業者で、今回未申請の業者が7業者ございました。その理由は、多くは、高齢化、それから大量の納品が不可能と言う理由でございました。今回、新たに登録を希望する業者が2業者ございまして、まず、1業者が株式会社リカーショップゴア、納入を希望している品目ですけども、酒、調味料、乾物です。2社目が、東洋ライス株式会社で、希望品目は、米粉パンであったり、金芽米となっております。ちなみに、令和4、5年度の登録希望業者が41業者となっております。審査の結果、36登録希望者を承認いたしました。以上で報告を終わります。

教育長

報告が終わりました。このことについてご質問ご意見はありませんか。

吉田委員

クルミについての食物アレルギー患者数がここ数年すごく上がっているっていうのはあります。食品アレルギー、アレルゲンとしての表示推奨物資としてカシューナッツがあるので、カシューナッツもクルミと同じように扱われといった方がいいのだろうなというふうには思うのですが、そのあたり、どういうふうに考えられていますか。

給食センター長

ご質問にお答えします。新センターが平成30年の9月から稼動しているのですから、このアレルギーの対応については、この新センターが稼動と同時に始まりました。ご指摘のように、アレルゲンっていうのは限りなくございます。その後、アレルギー検討委員会というのを立ち上げました。その中で、給食センターでは、どのアレルゲンを対応していくか。ということを、協議をして、表示義務の必要な、今は8大アレルゲンに変わっていますけども、今ご指摘いただいたのは、その表示義務に準じる26品目か、27品目あったかと思うのですけども、その中にカシューナッツっていうのが、多分入るのかなと。繰り返しになりますけども、協議を行うのはあくまでも、表示義務のある8品目。これから、この令和5年にも、クルミっていうのはおそらく、アレルギーの症状を持っている人がたくさんいるということ

で、追加されたと思います。ですので、センターといたしましては、この後、表示義務のある、今は8大アレルゲンってなっていますけども、これがまた品目が追加されれば、その品目をどのように対応するかというのは、検討していきたいなと考えておりますし、今ご指摘いただいたカシューナッツについては、この8大や、表示義務の8品目にはなっていませんので、検討はやっておりませんが、現実として、給食センターではカシューナッツっていうのは、現在は使っておりません。必ず使わないっていうふうには行いませんけども、ほぼ使わないような、状況でこれから進んでいくのではないかなど。ですので、検討する品目というのは、表示義務のある8大アレルゲンというふうにさせていただきたいと考えております。

吉田委員

クルミよりは先に、推奨するという形で、カシューナッツは上がっているわけですけれども。先ほども言いましたけれども、クルミについてのアレルギー患者というのは、もうここかなり増えている。カシューナッツについても、やはり、一定あると。この中でナッツ類という意味での排除する仕方はないとは思うのですけれども、ある程度このカシューナッツについては、ほとんどもう使うことはないのであれば、一応もう除くというふうにしといった方が安全だとは思うのですが、検討されているのだったら結構ですけれども、少なくともカシューナッツもかなり、患者数はあります。間違いなく。

給食センター長

ご指摘ありがとうございます。ただ、センターでは、やはり先ほども言いましたけども、食物アレルゲンっていうのも、限りなくあるのですね。カシューナッツについては、現実として、ほぼ食材としては使ってはいけないですけども、位置付けとして、これから、先ほど言いましたこのクルミのように、今後、もう一切食材として使わないという位置付けにするつもりはございません。というのは、それをしますと、やはり食育っていうのも大切なことで、いろんな食材っていうのは、センターでも使っていきたい。でも、例えば、表示義務のある品目にえびかにっていうのがありますて、実際このえびかにを除去する対応を行っていますけども、よく聞くのが、いかとかっていうものもあるのです。それもよく聞きます。でもそのよく聞くっていう食材を出していくと、限りなく、そうするとセンターで、これも対応するのか。これを除くのか、どうするのか、もうきりがなくなってしまいますので、アレルギー検討委員会を開いて、センターで対応するかどうかっていうのを、検討する品目というのは、表示義務のある8品目とさせていただいている。これからどんどん今ご指摘のあったそのカシューナッツとかっていうのも、そういうアレルギーの方が増えて、表示義務のある品目に加わるとか、また別の国であったり県であったりから指示があれば、センターの方でも検討していきたいなと考えております。

教育長

アレルギー対応マニュアルっていうのがあります。その中で、保護者の要望で、いろんな情報をくださいって言うご家庭があります。メニュー見てもらって、今日は例えば、うちの子が駄目な食材がある場合、チェックして、どう対応するかを学校と保護者の間で、協議しながら対応しているというのがあります。この8大アレルゲンだけではなくって、そういう対応している中に、今吉田委員言っていただ

いたような、カシューナッツも含め、他の食材についても、対応してないっていうわけではないので、そのあたりもちょっと付け加えて説明させていただきます。

中下委員

食物アレルギーということで本当に児童生徒にとって命に関わる大切なことだと認識しています。そんな中で、給食センター或いは保護者の皆さん本当に微に入り細にわたり、アレルギーについて、アンテナ高くして取り組んでおられるというのも理解しております。今の説明にあったように、食物アレルゲンというのはもう限りなくあると思います。毎月いただいている献立表、市の LINE にも載せていただいて、広く広報していただいていると思いますので、ここは本当に表示義務という枠を大事にしながら、日々、保護者の皆さんと、連絡を取り合いながら、また新一年生については、そういう調査もきっちり保護者の方から連絡をいただいていると思うので、その辺は細かく連絡とりながら、今後も続けていただけたらと思います。

田中委員

7業者さんがいろんな理由で、ちょっと難しいなっていうことで、新規の業者さんは、2社入ってくださっていますが、心配ないと思いますが、7業者減ることによって、橋本市として、ちょっとここは不足しているとか、困りごととかそういうところはないですか。

給食センター長

ご質問にお答えします。7業者は未登録となってしまうんですけども、基本的にはほとんどの食材がそろえることができます。ただ、1点この中で、古代米っていうのがあるんですけども、これカレーであったり、赤米であったりとか、古代米っていう言い方をさせていただくのですけども。これ今未登録になった業者さんが入れていただいていると、今探しているのですけども、なかなかないのです。ただ1点いうのであれば、赤米、古代米っていうのをこれからちょっと一生懸命探して、使えるようにしていかないといけないかと。それ以外については、一応そろうというのはそろうのですけども、やっぱり地元食材ですんで、本来ですと、やっぱ高齢者とか、どうしても給食センターって令和6年度で言えば、大量の4350の食材を用意していただかなあかんので、その辺がちょっとネックで、今回は辞退ということになっていますが。これ今回は6、7の2年の登録ですけども、令和7年だけでも登録は、募集もしますし、受け付けもしますので、今、未登録となった業者さんにも引き続いて、また復活して、令和7年、入れていただくように努力をしていきたいなど考えております。

教育長

他にございませんか。ないようですので、これで報告第5号を終わります。

次に報告第6号になります。報告第6号橋本市立小中学校適正規模・適正配置(第2期)基本方針について報告をお願いします。事務局から説明願います。

教育総務課主査

報告第6号、橋本市立小中学校適正規模・適正配置第2期基本方針について報告します。資料は、本日、お手元の机に置かせていただいております。第2期の橋本

市立小中学校適正規模・適正配置基本方針と、校長会や文教厚生建設委員会での質問及び回答になります。

まず、第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針をご覧ください。2月の教育委員会定例会議で、原案の通り議決いただいた第2期基本方針の内容の骨格的な内容と補足を求められた部分を織り込み、第2期の基本方針としてまとめています。

1ページめくっていただきて、左側、目次をご覧ください。第2期今後基本方針の全体像ですが、4章での構成としております。第1章は、2ページから、橋本市の人口動態と児童生徒数の変化、第2章は、6ページから、橋本市の目指す学校づくり、第3章は、9ページから、学校適正規模・適正配置の基本的な考え方。第4章は、14ページから、学校再編の基本方針となっております。また参考資料としまして、小中学校適正規模・適正配置検討委員会からの答申を添付しております。事前に内容については1度ご確認いただきておりますので、そこからの修正点を、本日は説明させていただきます。まず全般的なことになりますが、図や表についてのタイトルっていうことを、今回つけております。また、グラフや表の出典の記載なども追加をしております。また一部内容を変更しない表現の修正などを行っております。

次に個別に内容を修正した点をお伝えさせていただきます。11ページをご覧ください。3番学校適正規模・適正配置に取り組む上での留意点についての3段目のお書きについてです。こちら、2月定例会では、新型コロナウイルス感染症の影響から、回復しきっていない実情を考慮し、保護者や地域と丁寧に向き合うという内容についてご意見いただきておりますので、そこについて追加しております。文章を読み上げさせていただきます。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活様式や社会経済情勢の変化は私たちの生活に大きな影響を及ぼしました。学校教育においても子供、保護者をはじめ、学校、教育関係者に与えた影響は大きいものでしたが、ようやく学校の運営も落ち着きを取り戻しつつあります。したがって、新型コロナウイルス感染症から落ち着きを取り戻しつつある時期であることを踏まえ、学校適正規模・適正配置の取組に際しては、丁寧な説明と対話を重視しながら進めていきますとしております。

次に14ページをご覧ください。こちら、第4章の学校再編の基本方針についてですが、1番の小学校の学校再編の上段、ただし書きについて追加をしております。こちらは、学校再編の基本方針に基づき、令和6年度保護者説明会、地域説明会、教育関係団体等への説明を行い、最終的に、学校再編の基本方針を市として決定していくにあたり、学校再編の基本方針についても、教育委員会として、必要があれば、一部内容の修正を可能するために、この内容を追加しております。主な内容の追加については以上です。また資料の表紙については、案という文字はありませんが、本日ご意見いただき必要があれば修正も可能と考えております。内容をご確認いただけたらと思います。

続いてもう1つの資料、校長会や文教厚生建設委員会での質問及び回答について、教育総務課長からご説明させていただきます。

教育総務課長

ただいま説明いたしました、第2期の基本方針の説明を学校長会及び市議会の文教厚生建設委員会で行いました。その際にいただいたご意見並びに質問、そして、それに対する回答を抜粋としましてA4横版の資料にまとめさせてもらっております。少しお時間をいただきますが、私の方から順に説明をさせていただきます。

まず1点目に、学校再編そのものの理由について質問がありました。回答としましては、困難なことや課題に直面しても、色んな人と対話をしながら、しっかり解決していく力、それぞれの教科で身につけていかなければならない力、そういう力をつけていくために、必要な教育条件を整えていくためです。固定化された人間関係ではなく、子供同士、子供と教師、地域の人などの多様な人間関係のなかで育てていきたいと考えています。また、教員数を確保することで、教師の質を高めることも考えております。

2点目に、検討委員会では、「統廃合の検討を始める」としたものが、基本方針で「進めます」になった理由についてです。検討委員会では、具体的な再編対象の学校や時期については、教育委員会で決定していくとして、学校規模の基本的な考え方について答申をいただき、その中で統廃合の検討を始めることが必要な段階や状況についての考えも示していただきました。検討委員会からの答申を受け、教育委員会も、学校規模の基本的な考え方を検討し、第2期基本方針に織り込んでおります。その上で、具体的な学校再編対象校を含む、学校再編の方針について検討を行い、第2期基本方針に織り込んでおります。「進める」という意味は、令和6年度から関係各位に教育委員会の考えを説明いたし、必要と判断された際は一部修正も加え、方針をかためていくということを含めております。

3つ目に、過去の統廃合の総括についてもご意見をいただきました。橋本中央中学校の事例です。アンケート結果によりますと、統合前、小学校5年生、6年生や中学校1年生に実施した自由記載のアンケートの結果から統合後の人間関係への不安や心配がありました。統合後の調査では、平成28年度の学校評価のための保護者アンケートによりますと、学校生活を楽しんでいる生徒の割合が増えるなどの良い効果が見られております。

裏面をお願いいたします。4つ目に統合の時期についてです。3年後に最短で統合はあまりにも急ではないか。小学校は6年間の生活あります。そのスパンで検討が必要ではないかというご意見をいただきました。児童生徒数にかかわらず、今の状況の中で学校現場では教職員が子供たちの成長のために最大限努力してくれておりますが、今の子供たちにも、これから子供たちにも、1日でも早く、より良い教育環境を整えるために、学校再編を進めたいと考えております。災害対応を含んでいる学校もあり、早期で統合を考えざるをえないと判断しております。

5つ目です。適正配置に関しての方針や基準についてです。適正配置については、各中学校区ごとに、校舎の改修状況や子供の安全面などの災害対策、通学距離などにより検討を行っております。

6つ目です。橋本中央中学校区での2段階の統合。清水小学校と学文路小学校において、学文路小学校への統合の理由、2段階での統合の議論について質問がありました。橋本中央中学校区での再編案の検討で、すべての小学校が小規模化しているため、4つの小学校の統合を検討しましたが、施設規模が足らないため、橋本、

清水、学文路の3つの小学校の統合案、清水、学文路の2つの小学校の統合案が検討されました。3つの小学校の統合案では、西部小学校のみが1クラスとなり、望ましい学級規模にならず、中学校区の各小学校で等しい教育環境の保障ができません。まずは、学文路、清水小学校の2つの小学校の統廃合を進め、将来的には児童生徒数の推移を見ながら、4つの小学校の統合を検討して参ります。

7つ目に、保護者や地域への説明について質問がありました。対象は、まず保護者につきましては、統合対象のすべての小学校8校の保護者さん、各中学校区の保護者さん、未就学児の保護者さんと考えています。地域は、まず区長会から入りたいと考えています。教育関係団体は、学校運営協議会、学童保育、健全育成会などを考えております。方法としましては、4月以降、会場や日程調整を行い、順次説明会を行っていきます。1回目の説明会の後、追加の説明会などの要望があれば、その都度対応を行っていきたいと考えています。周知につきましては、市の広報、学校やこども園を通じて、地域の回覧、ホームページなど各所にも相談しながら、十分な周知をしていきたいと考えております。

8つ目です。子供や保護者の環境変化への対応、保護者や子供たちの不安について質問をいただきました。統合前と統合後の、計画的な対応、仕組みを構築していくたいと考えています。特に子供たちの意見を聞くことは、発達段階に応じた内容や、どの段階でどんな内容を聞くかは難しいところではありますが、子供たちのメンタルケアとして必要になるため、慎重に方法や時期を決めていきたいと考えています。学校間交流や教育相談センター、青少年センターの体制強化、スクールカウンセラーや発達相談員などの専門職員などの支援体制、子供の居場所づくりなどの対応も行うことを考えておりますが、保護者や学校などの意見を聞きながら進めていきたいと考えております。

9つ目です。学校関係者からの意見の吸い上げということで、先生方の意見も、聞かれますか?というご質問がありました。校長先生のご意見も当然聞いていきますが、教職員の意見につきましても、時期や方法などを検討し、聞いていきたいと考えています。

10個目です。統廃合後の学校の指定避難所としての取り扱いについてです。教育委員会と危機管理室が連携して進めており、廃校後も避難所として、現存の建物を有効活用していくことを検討します。

次に、地域文化への伝承です。特に境原小学校の太鼓についてです。地域文化の継承は、大事にしていかなければいけないことであり、学校再編の中でどういう形で移行していくかは、しっかりと話を聞きながら、子供たちにとっていい形になるよう移行したいと考えております。

12番目です。地域との協働。校区が広くなることについての対応です。地域との協働により学校運営が成り立っているため、地域へは、丁寧な説明により学校再編の理解を得ていきたいと考えます。学校再編を進める中でも、学校と地域の協働による学校づくりが持続可能なものとなるように、現在は、共育コーディネーターの配置の強化や、情報共有できる公共空間を学校に設置することを考えております。

13 番目に、スクールバスや通学路の危険性についてです。スクールバスのバス停までの通学路の安全性につきましては、見守り活動の方の協力を引き続き得たいと考えております。

14 番目です。計画のパブリックコメントについてです。計画をまとめた素案について、パブリックコメントを行い、より良い計画となるように、広く意見を募集することになります。前段階としまして、各学校での保護者や地域、各団体への説明を行い、学校づくりや学校再編について、対話を重ねながら計画内容をまとめていくことを予定しております。

15 番目に、各学校の災害対応、特に紀見北中学校と境原小学校についてですが、これにつきましては、先日も一部報告させていただきましたが、委託業者より、提案が上がっておりましたので、市内部で検討したいと考えております。

16 番目に、境原小学校の災害対応についてです。もっと早い対応が必要だったのではないかというご意見をいただきました。令和 2 年度に特別警戒区域にかかつたんですが、翌年の令和 3 年度にソフト対策としまして、学校の避難確保計画の見直しを行っております。

17 番目に、紀ノ光台の児童の指定校変更への対応についてです。対象地域の保護者、地域の方については、丁寧に皆さんの意見をしっかりと聞いて、説明会をしていきたいと考えます。保護者の方から、今いるお友達と同じ学校に行きたいなどのご意見があれば、できるだけ柔軟に対応したいと考えています。

18 番目に、教育委員会事務局の体制です。令和 6 年度に、教育総務課内に学校再編推進係を新たに設置いたします。問い合わせの対応は、3 月までは教育総務課内の適正規模適正配置担当へ、4 月以降は、教育総務課の学校再編推進係へお願いすることになります。

最後に、今後の進捗状況についての議会の報告についてです。2 年間準備いたし、1 年間かけて検討委員会からご意見をいただき、教育委員会議の中で議論しながら、今の基本方針をまとめてきました。保護者や地域に丁寧な説明する中で、今後の方針として筋立てていくまでの間、議会にも随時報告をしながら進めていきたいと答弁をいたしました。

以上抜粋となります、市議会と学校長より、第 2 期基本方針につきまして説明したところ、いただいた意見の集約となります。

教育長

報告が終わりました。このことについて、ご質問ご意見はありませんか。特に、基本方針の中で教育委員会議で出された意見で、加えているところについてはご意見あつたら、出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

田中委員

たくさん心配事をそらそだなと思いながら、読ませていただきました。勉強会であつたり、会議であつてもそういうことは、いろんなことで議題に出てきて、検討もしてきていることではありますが、説明っていう部分では、やっぱり皆さんしっかりとしていただかないと、理解を得ることは難しいかと思います。この 18 番目の教育委員会事務局の体制っていうのは、文教の方で質問があったのを聞かせていただきました。やっぱりわからなかつたらいろいろなところに、問い合わせもし

ますし、説明会も丁寧に保護者の方の意見、先生方の意見、もちろん子供たちのことも聞きながら進めていきますっていうことでお答えしていますので、人数であつたり、係であつたりっていうのはこの体制で果たしてきっちりできるのかっていうのは、少し心配なところではあります。できることなら、もう少し人数を増やして体制をしっかりと整えて、していただけるのがいいかなとは思います。

教育総務課長

当然でございます。新しい係ができたと言え、係の担当だけで、説明会等を行っていくのではなく、教育総務課、もしくは教育委員会事務局全体で、この大きなプロジェクトといいますか、適正規模・適正配置を進める形になりますので、そのあたりはワークシェアしながら、説明会等に入っていきたいと考えています。

田中委員

文教の方で、この短い期間にたくさんの統廃合っていうことで大丈夫なのかというようなご心配のお声もいただきました。私自身も一番最初にそこは思ったとこだったのですが、説明して、年度に区切らずに、きちんといろんな意見を聞いて、進めていってくださるっていうことで、この数字ありきとか年度ありきではないなと、一応目標としては立てますが、そういうふうに理解をしています。この3年のスパンは短いっていうのは確かにそうだなあとは思うのですが、私自身は危険というところは避けられないので、やっぱりこの災害の、1月1日の地震があったのではそこはしっかり考えていかないといけないことだと思うので、ちゃんと住民の方にもそこはきっちり丁寧に、説明していただきて、理解を得ていただきながら、きっといろんな私が気がつかないご意見とかもたくさんあると思うんでね。そこもしっかり聞いていただけたらと思います。

教育総務課長

はい、かしこまりました。最短で3年ということで、学校長会と文教の方から両方から、これ同じ意見を4番にいただいております。3年といいますのは、やはり合意形成に、説明会に入って最低でも1年もかかるであろうということと、方向性が定まったとしても、やはりその準備に約2年は要するだろうという形で、3年としております。この合意形成の中で、いろんな意見が出てくると思うので、目標値としては持っておりますけども、最終的に市としての計画を定めるにあたっては、あくまでも目標値であるということでご理解いただきたいと思います。
説明会の方には丁寧に入らせていただく予定でございます。

田中委員

この統廃合で距離が遠くなるので、子供たちの安全であつたり、通学のことが保護者としては心配になってきます。スクールバスっていうところが出てくるとは思うのですが。スクールバスの管理っていうのが結構、かなり大変かなあと我が子もスクールバスを使用させていただいているが、思います。学校の先生方がよくおっしゃるのが、そのバスへ乗せる業務っていうのが先生方の負担にかかるてくる。今後、この計画が進むと、通学にバスが必要になってくると思うのですが、そういったこともきっちり考えていただかないといけないと、ちょっとやっぱりバスの調子が悪くなったら、職員さんにして出てきていただかないといけなかつたりするので、たくさん業務が増えてくると思うのでそこも余裕を持ってしっかりと考えていただくってい

うことが、見えない業務、増える業務、そしてまた先生方の負担、子供たちの安全という面で、しっかり先のことも見て、今問題になっていることも解決しながらしていっていただきたいと思います。

教育総務課長

今まさにちょっとその状況が起こっているところであるのですけども、説明会と併行しまして、このスクールバスについても、バス会社や状況によってはタクシー会社とコンタクトをとっていく必要があると考えています。業界では運転手さんの不足が、大きな課題となっているのもわかつております。すぐにはこういったものも整うものではありませんので、併行して調整をしたいと考えています。

田中委員

校長会にご説明に上がったときの様子っていうのはわからないのですが、質問あったことに対して、こちらとしたらお答えしてくださっていると思うのですが、理解を得られているのか。もっと、こんなところが不安やということがあつたらしっかり聞かしていただけたらいいなと思うのですが。

教育総務課長

基本方針の旨をお伝えしましたが、今現在、すべての校長先生に、この基本方針の内容をご理解いただいたと思うのですが、納得をいただいたと言えば、正直そこまではいってないと思います。それぞれの思いが現場にあると考えています。

教育長

この内容については、本当に理解してもらえるように説明はしております。そして、それぞれの学校の事情っていうのはあるし、そのところを、どう私たちが聞きとつて、それをどう解決していくかっていうのは、まだ本当に対話が始まったところです。ですから、保護者とか地域の方々への説明っていうのは、当然丁寧に今後していくことになるのですけれども、校長会とも、今回説明したから終わりではなくて、今後も丁寧な対話をしながら、それぞれの課題を解決していくことが大事なのかなとそんなふうに私自身は考えておるところです。

田中委員

是非とも、先生方の協力なしではよい学校づくりっていうのができませんので、子供のために、いい方向を向いて、協力してできるようにしていただけたらと思います。

教育長

特に加筆しているところについてはよろしいでしょうか。1点は、コロナのところ、1点はしっかりと対話をしながら進めていくっていうことでそのことを表現したものになっていますので、そのところは、私たちも今後大切にしていきたいと思い、事務局の方から加筆ということで提案がありましたのでよろしくお願いします。

私からは、再編の理由について、やっぱり中心にあるのは子どもであるっていうことをそこは、本当に私たち、議論していく中で、大事にしていかなければならぬことです。子どもたちに、よりよい教育をどういうふうにして整えていくか、学校とともに整えていくか、そこを本当に大事にしながら、対話をしながら、そこを

皆さんで考えていくことができたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。今後の予定について事務局から説明いただけますか。

教育総務課主査

教育委員会定例会議では、第2期基本方針の内容の骨格部分について原案の通り議決いただきましたし、その際いただいたご意見についても今回基本方針の内容として織り込ませていただきまして、その追加部分についても、ご了承いただけたところです。今日いただいた田中委員からもいろいろご意見いただきましたので、そういった内容を踏まえて、最終的な基本方針の内容について、改めて精査した内容で、最終的に教育委員会議で決定の方をさせていただけたらと思っていますので、また教育委員会議の時期については、後日ちょっと連絡させていただけたらと思うのですけれども、その形で進めさせていただけたらと考えております。

教育長

今後、そういう形で進めていくということで、この基本方針が固まった後、説明に入っていくということになりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

他にありませんでしょうか。ないようですので、本日はこれで報告第6号を終わりたいと思います。

ここで11時10分まで休憩をとりたいと思います。

それでは休憩前に引き続いて会議を続けます。

続いて、付議事項に入ります。議案第1号、橋本市教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則及び橋本市教育委員会事務局組織規則の一部改正についてを議題とします。事務局から説明願います。

教育総務課
課長補佐

それでは資料の7-1ページをご覧ください。議案第1号橋本市教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則及び橋本市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、このことについて、別紙の通り委員会の議決を求める。令和6年3月26日提出、橋本市教育委員会教育長 今田実。それでは、7-2ページをご覧ください。本市におきまして、定年延長制度が導入されることにより、令和6年度から、橋本市職員の名称に関する規則が一部改正されます。これに伴いまして、橋本市教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則及び橋本市教育委員会事務局組織規則を一部改正するものです。橋本市教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の別表第2及び橋本市教育委員会事務局組織規則第3条第3項並びに第4条第2項に、それぞれ副課長の補職名が新たに設けられることとなります。なお参考資料として付けております、7-6ページからの規則につきましては、先月2月の定例会で議決いただいた内容は、施行日が4月1日からのため、その部分につきましては反映されていない規則をつけさせていただいております。以上で簡単ですが、規則の改正の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

教育長

説明が終わりました、議案第1号について、ご質問ご意見はありますか。

ないようですので、議案第1号について、原案の通り決することにご異議ありませんか。はい。異議なしと認めます。議案第1号は原案の通り決しました。

次に、議案第2号橋本市教育委員会文書取扱規程の一部改正についてを議題とします。事務局から説明願います。

教育総務課
課長補佐

それでは8-1ページをご覧ください。議案第2号橋本市教育委員会文書取扱規程の一部改正について、このことについて別紙の通り委員会の議決を求める。令和6年3月26日提出、橋本市教育委員会教育長 今田実。

それでは、8-2ページをご覧ください。令和6年度から、橋本市全体で文書管理システムが導入されます。その文書管理システムが導入するに当たりまして、電子決裁等に関する規定を定めるため、従前の橋本市文書取扱規定が廃止されまして、新たに、橋本市文書管理規則が定められました。このため、橋本市教育委員会文書取扱規程を一部改正するものです。第2条におきまして、廃止されました橋本市文書取扱規程から新たに制定された橋本市文書管理規則を準用することとなっております。その他、第5条で教育委員会内の文章記号番号についても制定されました橋本市文書管理規則に基づき、改正する内容となっております。以上で簡単ですが、規定の改正の説明とさせていただきます。

教育長

説明が終わりました。議案第2号について、ご質問ご意見はありますか。ないようですので、議案第2号について原案の通り決することにご異議ありませんか。はい。異議なしと認めます。議案第2号は原案の通り、決しました。

次に、議案第3号橋本市立文教施設利用に関する条例施行規則の一部改正について、議案第4号橋本市立教育集会所設置及び管理条例施行規則の一部改正について、議案第5号橋本市立生活学習施設設置及び管理条例施行規則の一部改正についてを一括議題とします。事務局から説明願います。

生涯学習課長
教育長

それではお手元の資料9-1番をご覧ください。議案第3号橋本市立文教施設利用に関する条例施行規則の一部改正について、このことについて別紙の通り、委員会の議決を求める。令和6年3月26日提出、橋本市教育委員会教育長 今田実。

それでは1枚めくっていただきまして、9-2をご覧ください。橋本市立文教施設利用に関する条例施行規則の一部改正する規則ということで、橋本市文教施設利用に関する条例施行規則（平成18年橋本市教育委員会規則第19号）一部を次のように改正する。様式第2号中「印」を削る。この規則は令和6年4月1日から施行するということで、9-3をご覧ください。こちらは文教施設の利用許可書です。利用の申請をいただいた件に関して、利用を認める場合にこの許可書を出します。その際、教育委員会の印を、押して提出しておりましたが、この度の改正によって、この印を付かない形で、許可書を発行すると、そういう形に改正をさせていただこうと思っております。

以降もですね、議案4号も5号も同様の形となっております。

続きまして、資料の10-1をご覧ください。こちらは、橋本市立教育集会所設置及び管理条例施行規則の一部改正について。このことについて別紙の通り委員会の議決を求める、令和6年3月26日提出、橋本市教育委員会教育長 今田実。ページをめくっていただきまして、10-2と10-3をあわせてご覧ください。10-2は、

先ほどと同じ内容となります。その 10-3 のところに利用許可書の様式がございます。こちらも、橋本市教育委員会というところの後に、印の文字があったのですけど、これをなくすことによって、押印をせずに、許可書発行するという、そういうふた中身となっております。

続きまして 11-1 をご覧ください。議案第 5 号橋本市立生活学習施設設置及び管理条例施行規則の一部改正について、このことについて別紙の通り委員会の議決を求める。令和 6 年 3 月 26 日提出。橋本市教育委員会教育長 今田実。

1 ページめくっていただきまして、11-2 と 11-3 をご覧ください。こちらも先ほど同様に、11-3 の利用許可書の印という文字を削ります。これによって、利用許可書を発行する際の押印を省略いたします。以上、3 件、一括でご審議お願いいいたします。

教育長

説明が終わりました。まず、議案第 3 号について、ご質問ご意見はありますか。ないようですので、議案第 3 号について、原案の通り決することにご異議ありませんか。異議なしと認めます。議案第 3 号は原案の通り決しました。

続いて議案第 4 号について、ご質問ご意見はありませんか。ないようですので、議案第 4 号について、原案の通り決することにご異議ありませんか。異議なしと認めます。議案第 4 号は原案の通り決しました。

続いて、議案第 5 号について、ご質問ご意見はありませんか。ないようですので、議案第 5 号について原案の通り決することにご異議ありませんか。異議なしと認めます。議案第 5 号は原案の通り決しました。

次に、その他の協議事項に入ります。

まず委員の皆様から何かありませんか。

次に、事務局から何かありませんか。

続いて、連絡事項に入ります。

まず、委員の皆様から何かありませんか。

次に事務局から何かありませんか。

教育総務課
課長補佐

それでは 1 点、連絡事項をさせていただきます。令和 6 年 4 月の定例会につきましては、4 月 30 日の火曜日、午前 9 時 30 分から、場所は教育文化会館 4 階第 5 展示室で開催したいと思います。

教育長

日程についてよろしいでしょうか。よろしくお願いいいたします。

他にありませんか。

以上で 3 月定例会を閉会します。お疲れ様でした。

閉会 午前 11 時 41 分

署 名 委 員